4　2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第四部　雑則

第十七条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十八条　情報の伝達及び秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該他方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって、1に規定する情報以外のもの（当該一方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、当該一方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3　一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十九条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十条　両締約国間の連絡

1　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定又はこの協定が適用される法令の適用上必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接に連絡することができる。その連絡は、両締約国の各々の言語のいずれによっても行うことができる。

2　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国のいずれかの言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十一条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十二条　給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

第二十三条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第五部　経過規定及び最終規定

第二十四条　経過規定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5　この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

6　給付の申請又はこの条の規定に従って見直される決定に関する申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以降の最も早い日において取得される。申請が、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

第二十五条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十六条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日の前に給付の申請を提出し、かつ、当該日の前に当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たしていた者がこの協定の下で取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年十月二十九日にダブリンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　卜部敏直
アイルランド政府のために
　メアリー・ハナフィン

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　原口　一博
外務大臣　岡田　克也
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭